9　受験手続
⑴　受験申込み及び申込受付期間　受験希望者は、国家公務員採用試験インターネット申込専用アドレスにアクセスして申込手続を行うこと。（申込専用アドレス〔http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html〕）
　申込受付期間は、平成29年８月４日（金）９時から８月17日（木）までとし、８月17日（木）までに申込データの受信を完了したものに限り受け付ける。
　なお、インターネットが利用できない環境にある受験希望者は、次の申込先に至急問い合わせること（郵送又は持参による申込みは平成29年８月４日（金）から８月７日（月）まで（土曜日及び日曜日は除く。）とし、郵送による申込みは同日までの通信日付印のあるものに限る。）。
（申　込　先）
人　　事　　院　〒100―8913　東京都千代田区霞が関１－２－３
⑵　受験票の交付　受験の申込みを受理した場合は、受験票を交付する。
　受験票には、本人の写真１枚を貼り、第１次試験の際に必ず持参すること。
10　その他
⑴　受験手続その他受験に関する問合せは、人事院事務総局（〒100―8913　東京都千代田区霞が関１－２－３）に行うこと。
⑵　提出書類等の所要事項は正確に記入又は入力すること。
⑶　受験に際し、身体の障害等があるため特に何らかの措置を希望する者は、申込時にあらかじめその旨を申し出ること。
⑷　試験の詳細については、別に作成している受験案内、人事院のホームページ等を参照すること。

**平成29年度外務省経験者採用試験（書記官級）公告**

国家公務員法第47条の規定に基づき、採用試験について次のように告知する。
平成29年７月３日　　人事院事務総長　古屋　浩明
1　試験の名称　平成29年度外務省経験者採用試験（書記官級）
2　対象官職　外交領事事務（これと直接関連する業務を含む。）に関する事務をその職務の主たる内容とする書記官等の官職（外務公務員法（昭和27年法律第41号）第２条第５項に規定する外務職員の官職であって、標準的な官職が書記官又はその職務と責任がこれに相当する官職のうち、総領事館に置かれるものをいう。）であって、民間企業における実務の経験その他これに類する経験を活用することができるもの。
3　給与　この試験に合格し、採用された者は、「一般職の職員の給与に関する法律」の定めるところにより、採用された者の経験年数と同程度の経験年数を有する外務省専門職員採用試験により採用された職員が受ける俸給月額との均衡を考慮して決定する俸給月額を支給される。
（参考）
本省の係長級に相当する書記官で行政職俸給表㈠３級１号俸を受ける者の俸給月額
227,900円
なお、このほか、同法等の定めるところにより、諸手当が支給される。
4　受験資格　平成29年４月１日において、学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（短期大学を除き、同法第104条第４項第２号の規定により大学に相当する教育を行うものとして認められた課程を置く教育施設を含む。）若しくはこれに相当する外国の大学（これに準ずる教育施設を含む。）を卒業した日又は同法に基づく大学の大学院の課程（同号の規定により大学院の課程に相当する教育を行うものとして認められたものを含む。）若しくはこれに相当する外国の大学（これに準ずる教育施設を含む。）の課程を修了した日のうち最も古い日から起算して９年を経過した者。
　ただし、日本の国籍を有しない者、外国の国籍を有する者及び国家公務員法第38条の規定により国家公務員となることができない者は、受験することができない。
5　第１次試験
⑴　試験種目　基礎能力試験、外国語試験（記述式）及び経験論文試験
⑵　試験の実施日　平成29年10月１日（日）
⑶　試験地　東京都
⑷　第１次試験合格者発表　平成29年10月25日（水）に、受験番号及び試験地を、人事院事務総局（東京都千代田区霞が関１－２－３）に備えて一般の閲覧に供する方法、インターネットの利用その他適切な方法により発表する。
　なお、合格者には書面で通知する。
6　第２次試験
⑴　試験種目　外国語試験（面接）、人物試験及び総合評価面接試験
　人物試験は、個別面接により行う。また、人物試験の参考とするため、性格検査を行う。
⑵　試験の実施日　平成29年11月中旬で指定する日
⑶　試験地　東京都
7　最終合格者発表　平成29年12月６日（水）に、受験番号及び試験地を、第１次試験合格者発表の方法と同一の方法により発表する。
　なお、合格者には書面で通知する。
8　採用候補者名簿及び採用方法　採用候補者名簿には、最終合格者の氏名を記載する。採用は、この名簿に記載された者の中から行う。
9　受験手続
⑴　受験申込み及び申込受付期間　受験希望者は、国家公務員採用試験インターネット申込専用アドレスにアクセスして申込手続を行うこと。（申込専用アドレス〔http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html〕）
　申込受付期間は、平成29年８月４日（金）９時から８月17日（木）までとし、８月17日（木）までに申込データの受信を完了したものに限り受け付ける。
　なお、インターネットが利用できない環境にある受験希望者は、次の申込先に至急問い合わせること（郵送又は持参による申込みは平成29年８月４日（金）から８月７日（月）まで（土曜日及び日曜日は除く。）とし、郵送による申込みは同日までの通信日付印のあるものに限る。）。
（申　込　先）
人　　事　　院　〒100―8913　東京都千代田区霞が関１－２－３
⑵　受験票の交付　受験の申込みを受理した場合は、受験票を交付する。
　受験票には、本人の写真１枚を貼り、第１次試験の際に必ず持参すること。
10　その他
⑴　受験手続その他受験に関する問合せは、人事院事務総局（〒100―8913　東京都千代田区霞が関１－２－３）に行うこと。
⑵　提出書類等の所要事項は正確に記入又は入力すること。
⑶　受験に際し、身体の障害等があるため特に何らかの措置を希望する者は、申込時にあらかじめその旨を申し出ること。
⑷　試験の詳細については、別に作成している受験案内、人事院のホームページ等を参照すること。

**平成29年度国税庁経験者採用試験（国税調査官級）公告**

国家公務員法第47条の規定に基づき、採用試験について次のように告知する。
平成29年７月３日　　人事院事務総長　古屋　浩明
1　試験の名称　平成29年度国税庁経験者採用試験（国税調査官級）
2　対象官職　内国税の賦課及び徴収、酒類業の発達並びに税理士業務の運営に関する事務をその職務の主たる内容とする標準的な官職が国税調査官である職制上の段階に属する官職であって、民間企業における実務の経験その他これに類する経験を活用することができるもの。
3　給与　この試験に合格し、採用された者は、「一般職の職員の給与に関する法律」の定めるところにより、採用された者の経験年数と同程度の経験年数を有する国税専門官採用試験により採用された職員が受ける俸給月額との均衡を考慮して決定する俸給月額を支給される。
（参考）
国税専門官採用試験による採用後７年の経験年数を有する国税調査官の標準的な俸給月額
262,600円
なお、このほか、同法等の定めるところにより、諸手当が支給される。